

「笑顔時計」応募要項

町民の皆さんの笑顔とともに時を刻み、皆さんの笑顔を松川町の最大の魅力として、親しみある松川町ホームページにするため、松川町ホームページに掲載するものです。笑顔時計に掲載する写真を応募するにあたり、次の「笑顔時計」応募要項（以下「要項」という。）に同意していただく必要があります。なお、「笑顔時計」に応募した者は、この要項に同意したものとみなします。

1 「笑顔時計」について

「笑顔時計」は、松川町の将来像「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を実現するため、町民の皆さんの素敵な笑顔の写真を松川町ホームページ上で紹介するものです。登録された写真がスライドで表示されます。

2 応募できる人

松川町を笑顔にしてくれる方ならどなたでも応募できます。

3 応募方法

松川町ホームページにある投稿用フォームから応募してください。応募された写真は、町の審査を経たのち、「笑顔時計」に掲載されます。

また、プリント写真で応募する場合は、笑顔の写真とともに、任意の用紙に応募者の住所・氏名・電話番号、並びに写真に写っている人の氏名を記載のうえ、まちづくり政策課まで持参または郵送してください。

4 応募できる写真

- (1) 町内に在住、在勤の人または在学（個人、グループを問いません）の素敵な笑顔の写真をご応募できます。
- (2) 投稿フォームから応募できる写真は、「JPEG」形式でファイルサイズは 20 メガバイト以下とします。また、横長の写真としてください。

5 応募できない写真

- (1) 画像加工（特殊加工や文字の挿入など）をした写真
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉権、第三者の権利を侵害するおそれのある写真
- (3) 撮影が禁止されている箇所の写真
- (4) 広告、宣伝、営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、あるいはわいせつな表現またはそれらに類する内容を含む写真
- (5) その他、不適切であると判断される内容の写真

6 掲載期間

掲載されると松川町ホームページのトップページ上にある「笑顔時計」に写真が表示されます。期間指定のない場合は、原則として1年間の掲載とします。

7 掲載の審査及び免責事項

- (1) 応募された写真は、前4、5項に基づき町が掲載の判断をします。
- (2) 応募された写真の著作権については、町に帰属します。
- (3) 著作権については撮影者が、また肖像権については写真に写っているすべての人が応募の時点で「笑顔時計」に掲載されることを承諾したものとみなします。
- (4) 応募から掲載までには数時間から数日を要する場合があります。なお、掲載または不掲載の審査の結果は投稿者に通知しません。
- (5) 「笑顔時計」への写真の掲載に関して、応募者、撮影者及び掲載者または第三者が被った損害については、町は一切責任を負いません。
- (6) 応募された写真は、笑顔を分かりやすくするためやサイズ調整のため、トリミングする場合があります。
- (7) 応募された写真データ及び写真は返却しません。
- (8) 町から応募者への謝礼などは発生しません。
- (9) 応募数により掲載期間を別途設定する場合があります。
- (10) 応募者等からの申し出や、町の判断により掲載を取りやめる場合があります。

8 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項については、松川町ホームページ運営管理者が別に定めます。